

精神障がい者等地域移行支援担当職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、精神障がい者等地域移行支援担当職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、精神保健福祉士資格、社会福祉士資格、保健師資格のいずれかの資格を有する者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
 - (2) 口述（面接）試験
- 2 その他、任用及び採用選考に必要な事項は、「精神障がい者等地域移行支援担当職員採用基準」及び「精神障がい者等地域移行支援担当職員採用試験要領」で定める。

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 長期入院している精神障がい者等（以下「支援対象者」という。）の退院阻害要因の把握・分析
- (2) 支援対象者との面会調査、退院に向けた主治医等との調整
- (3) 支援対象者の退院意欲の喚起・醸成
- (4) 支援対象者の成年後見人の選任手続等
- (5) 退院先の保護施設、生活保護実施機関等との調整
- (6) その他事務補助

(勤務地)

第5条 会計年度任用職員は、福祉局生活福祉部保護課に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週4日とする。
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
- (3) 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。

(休日)

第7条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 月曜日から金曜日のうち福祉局生活福祉部保護課長が指定する1日

2 福祉局生活福祉部保護課長は、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。